

オンライン資格確認等システムによる

特定健診情報の提供の不同意について

1 概要

共済組合では、オンライン資格確認等システムを導入しています。

このシステムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているもので、機能の1つとして、当組合加入前に加入していた保険者（以下、「旧保険者」という）において実施された特定健診の情報を、当組合に提供することが可能です。

この提供にあたっては、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条第1項及び第3項並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第13条第1項においてオンライン資格確認等システムを用いて、当組合が旧保険者から特定健診情報の提供を受ける場合は、当組合又は旧保険者は加入者又は加入者であった者の同意を得ることは不要とされておりす。

一方、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和3年2月5日付け保発0205第1号厚生労働省保険局長通知）において、「加入者が、旧保険者で実施された特定健診の情報を、オンライン資格確認等システムにより、現保険者に提供することを希望しない場合は、加入者より現保険者に対してその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合は、現保険者は旧保険者に対し、当該加入者に係る特定健診等に関する記録の写しの提供を求めないこと」とされておりす。

そのため、加入者から申し出があった場合は、当組合は、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。

2 提供されない具体的な情報項目

特定健診情報には以下の項目があり、組合員および被扶養者の申請によりその全てが旧保険者から当組合に提供されません。

特定健診受診年月日、特定健診情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）

3 事務処理

組合員および被扶養者が、旧保険者の特定健診の情報の提供を希望しない場合、共済組合に「オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」（下図参照。ホームページ様式集よりダウンロード可能）を提出してください。

4 不同意による効果と留意事項

申請書の提出をもって当組合はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、当組合が組合員および被扶養者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報を閲覧できないようにします。

ただし、今後当組合から別の保険者へ異動した場合、異動後の保険者において、当該保険者が、組合員および被扶養者が過去に加入していた保険者の保有する特定健診情報を閲覧できないようにするために、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意に係る申請書を再度提出する必要があります。

オンライン資格確認等システムによる 保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書	
私は、福井県市町村職員共済組合が、オンライン資格確認等システムにより、当該組合に加入する前に加入していた保険者に対し、特定健診情報の取等の作業を行うことに同意しません。	
記入日： 年 月 日	
福井県市町村職員共済組合 理事長 西行 茂 様	
加入者記名欄	
フリガナ	
加入者氏名	
(代理人記入の場合、代理人氏名)	
(姓 名)	
被保険者等（又は加入者等若しくは組合員等若しくは被扶養者）	
記号・番号	